

男鹿市公共ライドシェア導入可能性調査業務委託仕様書

1. 業務名称

男鹿市公共ライドシェア導入可能性調査業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3. 業務目的

男鹿市男鹿中地区では、現在、定時定路線の市内バス路線が運行されているものの、午前中の上り1便に限られ、日中を中心に「交通空白時間」が生じている。

また、既存の交通体系は定時定路線型を基本としているが、高齢化や人口減少により多様化・個別化する移動ニーズに十分対応できていないのが現状である。

さらに、交通事業者の担い手不足などにより、従来型の運行モデルを維持すること自体が難しくなりつつあり、持続可能な地域交通のあり方が問われている。

このような状況を踏まえ、本業務では、男鹿中地区を対象に、地域の実情に即した新たな交通手段として公共ライドシェアの導入可能性について調査・検討を行う。

また、地域関係者との対話や説明会・ワークショップ等を通じて住民理解と合意形成を図り、令和8年度以降の交通施策の具体化・事業化を目指すことを目的とする。

4. 業務概要

本業務の基本的な内容は次のとおりとする。また、ここに示す業務内容は、本業務に必要な事項を示したものであり、受託者の企画提案により請負金額の範囲内で変更することができる。

(1) 基本方針

「交通空白時間」地区の解消に向けた課題を整理・分析し、地域の実情に即した持続可能な交通体系のあり方を検討するとともに、公共ライドシェアの導入可能性を探る。

地域住民や交通事業者との対話を重ねながら、持続可能な交通運営に向けた共通理解の醸成と、地域交通の計画策定・実行に主体的に関与できる人材の育成を目的としたセミナー及びワークショップを実施する。

これにより、参加者がデータ活用、計画立案、課題解決に必要な実践的スキルや戦略的思考を習得し、地域主体による改善が継続される体制の構築を目指す。

本業務により得られた成果及び将来の地域交通の目指すべき方向性について

は、男鹿市地域公共交通計画等との整合を図りつつ、今後の施策展開に資する基礎資料とする。

(2) 調査の実施

交通課題の実態把握及び公共ライドシェア導入の可能性検討の基礎資料とするため、以下の調査を実施すること。

① アンケート調査

地区住民を対象としたアンケート方式による定量調査を実施し、交通実態や移動ニーズ等の基礎データを取得すること。アンケート設計にあたっては、市と協議のうえ調査方式の提案、設問設計、配布・回収、集計・分析を行うこと。なお、回答数は、結果の信頼性・精度を担保できる水準を確保すること。

② ヒアリング調査

以下の内容について、市及び関係機関と連携してヒアリング調査を行うこと。

ア 市の関係部署等と連携し、地域の交通課題を幅広く抽出すること

イ 市が保有する既存データ（過去の調査結果等）の分析

ウ 交通事業者や各地区の代表者等へのヒアリングによる定性情報の把握

③ 課題整理・分析

上記の定量・定性調査の結果をもとに、男鹿中地区における交通課題を整理・分析すること。

特に、公共ライドシェアが当該地域において有効な交通手段となり得るかについて、地域特性や住民ニーズ、既存の交通資源等を踏まえ、導入の可能性、実施に必要な条件、想定される課題を明確にすること。

なお、特定の交通モードに限定せず、柔軟かつ多様な交通手段を選択肢として検討し、地域に適した持続可能な交通体系の構築に向けた方向性を提案すること。

(3) セミナーの開催（インプット講義）

地域住民、交通関係者、市職員等を対象としたセミナーを開催し、地域交通政策に関する基礎的な知識をインプットすること。

セミナーでは、公共ライドシェアに関する基本情報（制度の概要、導入事例、運用形態、課題と対応策等）を中心に専門的知見を提供すること。

加えて、必要に応じて、持続可能な地域交通運営体制の構築に向けた考え方や実践例についても取り上げる。

セミナーの内容については、市と協議しながら適宜設計する。

(4) ワークショップの開催（課題解決型グループワーク）

地域住民や関係者等を対象に、地域課題の共有と解決策の検討を目的としたワークショップを実施すること。参加者がアンケートやヒアリング等で得られたデータをもとに、実践的な課題解決に取り組み、公共ライドシェア等の新たな交通施策について住民主体のアイデアを創出する場とする。ワークショップは、ファシリテーションを含めて受託者が主体的に企画・運営すること。

(5) 令和8年度以降の交通施策に向けた提案とビジョンの検討

令和8年度以降の公共ライドシェアの導入・展開を含む交通施策全体の方向性について、提案とビジョンの検討を行い、次年度以降の公共交通再編の基本設計素案の作成や、事業計画・予算案への反映に向けた支援を行うこと。

(6) 合意形成及び運行体制構築に向けた助言・支援

地域住民に対し、合意形成及び運行体制構築に向けた助言・支援を行うこと。

① 地域の合意形成等に向けた助言・支援

地域住民との意見交換にあたり、資料作成や議事録作成等、地域の合意形成に向けた助言・支援を行うこと。

② 利用促進に向けた取組

市とともに、運行する地域の住民に対し新たに導入する交通サービスの周知等、利用促進に向けた取組等、その他必要に応じて助言や支援を行うこと。

また、必要な資料の作成を行い、交通サービスの利用の仕方等について、住民向け説明会等の支援を行うこと。

(7) スケジュール及び業務フローの作成及び管理

業務開始から完了までの詳細スケジュール及び業務フローを作成し、市と打合せを綿密に行い、業務の進行管理を遺漏なく行うこと。

(8) 成果の整理・報告書の作成

調査、セミナー、ワークショップ等の結果を総合的に整理し、男鹿市における持続可能な地域交通のあり方に関する提案を含む報告書を作成すること。報告書には以下の内容を含むものとする。

① 調査の概要及び結果（定量・定性）

② 抽出された地域課題と分析結果

③ 公共ライドシェアの導入に向けた方向性・課題・検討事項

④ 育成プログラムの設計内容と実施結果（セミナー・ワークショップ）

⑤ 令和8年度以降の交通施策に向けた提案とビジョン

なお、本業務は県の補助事業に位置付けられており、県・市が求める資料の作成、報告に適切に対応すること。

5. 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、市の承認を受けること。また、実施項目の具体的進め方については、実施前に協議すること。
- (2) 業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。
- (3) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ市の承諾を得なければならない。
- (4) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (6) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。

6. その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を円滑かつ適正に進めるため、市担当者との打ち合わせ協議は、必要に応じて対面及びWeb会議方式等で適宜に行うこと。
- (3) 打ち合わせ内容については、その都度記録し、市担当者と受託者との間で相互に確認しつつ、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (4) 本仕様書の内容が変更になった場合は、市と協議の上、変更契約が出来るものとする。ただし、軽微な内容の変更は、変更契約を行わないものとする。
- (5) 必要に応じ、市ホームページ掲載用の資料作成及び資料提供を行うこと。
- (6) 業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」及び「男鹿市個人情報保護法施行条例」を遵守し、その取扱いに十分に留意のうえ、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

以上